

第 19 回高知県屋外広告物審議会

議 案 書

平成 27 年 2 月 9 日

第 19 回 高知県屋外広告物審議会

1 日 時 平成 27 年 2 月 9 日 (月)
午後 3 時から

2 場 所 高知城ホール 2 階 中会議室 (せんだん)

3 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 委員紹介
- (3) 会長選出
- (4) 会議録署名委員の選出
- (5) 議 事

【諮問事項】

県道高知空港インター線における広告景観形成地区の指定について

- (6) そ の 他
- (7) 閉 会



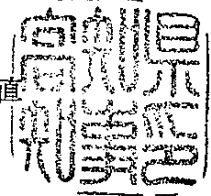
26 高都計第 517 号

高知県屋外広告物審議会長 様

高知県屋外広告物条例第 50 条第 2 項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

平成 27 年 1 月 16 日

高知県知事 尾崎 正直



記

1 広告景観形成地区の指定について

申請者 南国市長 橋詰 壽人

場 所 県道高知空港インター線及び当該道路から側方へ 100 メートル以内の
区域で、国道 55 号との交差点から市道王子空港線の接点までの区間

(案)

高知県告示第 号

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき広告景観形成地区として次のとおり指定し、同条第3項の規定により広告物等の表示又は設置に関する広告景観形成方針（以下「形成方針」という。）を次のとおり定める。

平成27年 月 日

高知県知事 尾崎 正直

第1 広告景観形成地区の指定を申請する区域

県道高知空港インター線及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域で、国道55号との交差点から市道王子空港線の接点までの区間

なお、ここにいう県道高知空港インター線は、道路交通の用に供される路面の区域（停車可能な区域を含む）とし、法面等は含まないものとする。

第2 形成方針

1 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

県道高知空港インター線は、高知龍馬空港と高知東部自動車道及び国道55号を結ぶアクセス道路である。当該道路が整備されることにより、陸・空・海の交通ネットワークが形成され、安全・快適な交通の確保、物流の効率化、観光交流の更なる促進に大きく寄与するものとして、重要な意義を有している。

屋外広告物は、道路利用者に種々の情報を提供する一方、無秩序に設置されれば景観上支障となりやすい物件であり、県土の空の玄関口である高知龍馬空港に直結する当該道路においては、景観に対する配慮と適切な情報提供について、高い次元で調和することが求められている。

ついては、次に掲げる事項を踏まえ、屋外広告物の適正なコントロールを行い、地域特性に応じた良好な景観の形成を図るものとする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置にあたっての留意事項

ア 広告物又は掲出物件は、地域景観の重要な要素であるので、周辺環境との調和及び連続性に配慮したデザイン若しくは表示又は設置方法とするとともに、安全性の確保及び適切な維持管理に努める。

イ 建物の敷地内の広告物又は掲出物件は、建物等当該敷地内の他の要素と視覚的に一体としてとらえられることを考慮し、全体として調和が保たれるよう配慮する。

ウ 広告物又は掲出物件は、単体としても質の高い優れたものとなるよう努める。

(2) 広告物又は掲出物件の規制方針

ア 形状及び面積

(ア) 情報の提供量が過度なものとならないよう、また、他の地域よりも統一を図った美しい広告景観が形成されるよう、広告物又は掲出物件の規模の上限を低く設定する。

(イ) 建物を利用する広告物又は掲出物件は、建物の姿を大きく崩さないものとするとともに、建物のアクセントとしての役割を明確にし、建物との対比における調和を図るため、建物との関係において相当程度面積上の差が生じるようにする。

(ウ) 敷地内独立広告物等は、他の広告物又は掲出物件に比して違和感がなく、かつ、建物の敷地全体として落ち着いてまとまりのある規模とする。また、沿道景観として圧迫感の少ない高さとする。

(エ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるため、規模を抑制して支障の程度を少なくするとともに、安定感のある形状で統一することにより、整然とした広告景観とする。

なお、野立て広告物等のうち自家用広告物等については、営業に対する公平な配慮の観点から、敷地内独立広告物等と同様に取り扱う。

イ 色彩

野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるため、色彩面において特に目立つことがないようにする。

ウ 意匠及び素材

沿道景観の品位を保ち、落ち着いた雰囲気となるよう、特に目立つ意匠のものや安易な仕様のは、設置しないこととする。

エ 位置その他

(ア) 敷地内独立広告物等は、敷地内への乱雑な設置を避けるため、数量を限定し、広告物及び掲出物件の集合化を促進するとともに、質の向上を図る。

(イ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるため、表示面積の数量を極力抑制することとし、制限された数量の中で公平な運用が図られるよう、申請者別に設置数量を規制する。

また、当該道路から一定の距離を置いて設置することとし、圧迫感の少ない広告景観とする。

オ 適用除外

自家用広告物等については、アからエまでの規定の趣旨に適合する範囲内において、一般適用除外規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成8年高知県規則第81号。以下「規則」という。）の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する適用除外の規定をいう。）を適用する。

2 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する事項（広告物等の許可基準）

(1) 形状及び面積

ア 屋上広告物等（アドバルーンを除く。以下同じ。）

(ア) 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが8メートルを超え51メートル以下のときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建物の高さの4分の1以下かつ4メートル以下であること。

(イ) 縦長のものでないこと。

イ 壁面等広告物等

広告物の表示面積又は掲出物件の設置可能面積の合計は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の8分の1以下であること。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。）

(ア) 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき10平方メートル以下であり、かつ、1基につき30平方メートル以下であること。

(イ) 高さは、地盤面から8メートル以下であること。

エ 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除

く。)

- (ア) 表示面の形状は、長方形の板状で、2面(片面又は両面)までの表示であること。
- (イ) 支柱は2本で、表示面の側方からそれぞれ当該表示面の横の長さの2割の長さ分内側の位置に設置すること。
- (ウ) 次のいずれかに該当すること。
 - a 上端までの高さは直近の当該道路の路面から3.6メートル以上4メートル以下であり、かつ、表示面の縦の長さは2.2メートル以上2.5メートル以下で、表示面の横の長さは3.6メートル以上4メートル以下であること。
 - b 上端までの高さは直近の当該道路の路面から4メートル以下であり、かつ、表示面は横の長さが縦の長さの1.4倍以上1.8倍以下の横長で、広告物の表示面積又は掲出物件の設置可能面積は1面につき4平方メートル以下であること。

(2) 色彩

野立て広告物等(自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。)

マンセル表色系(日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法)に規定する明度4以下の色と、暖色系のR(赤)・YR(橙)・Y(黄)は彩度10以上の色、またそれ以外の彩度6以上の色の部分は、表示面のそれぞれについて広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の4分の1以下であること。表示面積の1/4(各面ごと)とする。

なお、広告物の表示面積又は掲出物件の設置可能面積に対する割合は、彩度の高い色の部分を内包できる2つまでの長方形又は正方形の組合せの面積で算定するものとする。

(3) 意匠及び素材

ア 共通事項

- (ア) 蛍光の素材を使用しないこと。
- (イ) 照明装置付きのものは、当該照明装置は次によること。
 - a 点滅しない構造であること。
 - b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること(ネオンサイン及びこれに類するものを除く)。

イ 屋上広告物等

支柱及び骨組みが露出しないようにすること(当該

道路から支柱及び骨組みを展望できないものを除く)。
ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等(野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る)。

表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること
(当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く)。

エ 野立て広告物等(自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く)

(ア) 表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること
(当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く)。

(イ) ネオンサイン及びこれに類するものを使用しないこと。

(4) 位置その他

ア 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等(野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。)

許可の期間が6月以内の簡易な広告物又は掲出物件を除き、設置の数量は、一の敷地内について2基以下であること。ただし、敷地内独立広告物等及び野立て広告物等(野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。)の相互間の距離(当該2基の相互間の距離を除く。)が30メートル以上離れている場合は、2基を超えて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

イ 野立て広告物等(自家用広告物等又は電柱等利用広告物若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。)

(ア) 野立て広告物等(自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。)の相互間の距離は、100メートル以上離れていること。

(イ) 当該道路から4メートル以上離れていること。

(ウ) 当該道路と国道55号との交差点から100メートル以上離れていること。

(エ) 許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる数量は、申請者1人につき2基までであること。

(5) 備考

ア 一の広告物又は掲出物件が、複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の許可基準に適合しなければならない。

イ この許可基準が、一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下同じ。）よりも厳しいものである場合はこの許可基準を適用し、この許可基準が、一般規制規定よりも緩和するものである場合は一般規制規定を適用する。

3 適用除外に関する事項

条例第9条第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件で、2の規定に適合するものには、条例第7条第4項の規定は、適用しない。

4 この形成方針の実施に関し必要な事項

(1) 手数料の免除

この広告景観形成地区においては、条例第51条第2項第2号の規定に基づき、広告物等について許可の手数料を免除する。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件については、この限りでない。

ア (3)のイの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件
イ (3)のウの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件
((3)のエの規定により優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件のうち、当該指定による規制に適合するもの及び変更又は改造により適合することとなるものを除く。)

(2) 施行期日

この形成方針は、平成27年2月28日から施行する。

(3) 経過措置等

ア 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除く。）で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

イ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件（野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）を除く。）で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期

間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成33年3月31日を超えることができない。

ウ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）については、当該指定による規制への適合の有無にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成33年3月31日を超えることができない。

エ ウの規定にかかわらず、オに規定する優先の取扱いを受ける野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）については、当該指定による規制に適合するもの及び許可を受けて変更又は改造を行い、平成33年3月31日までに当該指定による規制に適合することとなったものに限り、同日を超えて許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、広告物等の位置の10メートル以内の変更は、変更又は改造の範囲内とみなす。

オ 優先の取扱いを受ける野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）を分別して定める手順は、次のとおりとする。この場合において、（ア）から（エ）までの規定の手順は、この順に進めるものとする。

（ア）広告物の表示又は掲出物件の設置の位置を10メートル以内で変更したとしても、当該指定による位置の規制に適合しない場合は、優先の取扱いの検討対象から除外する。

なお、この検討の際には、広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制について審査を要しないものとする。

（イ）優先の取扱いの検討対象から除外されない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第1順位とする（許可の日が同一である場合は、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積が最も小さいものを優先する。以下同じ。）。

（ウ）第1順位の広告物又は掲出物件を基準として、当該

指定による広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制に抵触する周囲の広告物又は掲出物件を優先の取扱いの検討対象から除外し、抵触しない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第2順位とする。

(エ) 以下同様に、許可の日による分別及び広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制への適合の有無による分別を経て、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を定める。

(オ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を分別する手順において定める優先順位は、分別の手順においてのみ効力を有するものとし、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件は、相互に平等な取扱いを受けるものとする。

(カ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件であっても、位置の変更を伴う変更又は改造により他の広告物又は掲出物件との相互間の距離が短くなり、当該指定による規制の基準に抵触することとなる場合は、優先の取扱いを受ける資格を失うものとする。

(キ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件は、当該指定による規制の施行の日以後平成33年3月31日までの間に生じた事情の変化にかかわらず、優先の取扱いを受けることはないものとする。

カ 当該指定により規制の施行の日以後平成33年3月31日までの間に許可を受けて新規に表示し、又は設置する野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）は、ア、ウ及びエの規定の適用により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）から100メートル以上離れていなければならない。

キ 当該指定による規制に適合して表示される広告物又は設置される掲出物件（許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除く。）で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該事情の発生の日直後の4月1日から起算して3年間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

ク 当該指定による規制により許可を受けて表示されてい

る広告物又は設置されている掲出物件で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間を超えることができない。

告 示

◎ 告示（高知県屋外広告物条例による区域の指定）

（都市計画課）